

12. 税の控除・減免

・税制度

種 類	内 容	金 額	問い合わせ先																		
国 税	所得税		税務署 (70頁参照)																		
		小規模企業共済等掛金控除 1 小規模企業共済法に規定された共済契約(旧第二種共済契約を除く。)に基づく掛金 2 確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金(iDecoの掛金など) 3 心身障害者扶養共済制度に係る契約で一定の要件を備えたものの掛金	支払った掛金の全額が所得控除																		
		(障害者控除) 本人又は同一生計配偶者、扶養親族が身体障害者手帳3～6級、療育手帳B又はC、精神障害者保健福祉手帳2～3級など	一人につき所得控除27万円																		
		(特別障害者控除) 本人又は同一生計配偶者、扶養親族が身体障害者手帳1～2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級など	一人につき所得控除40万円 同居の特別障害者である場合75万円																		
		配偶者控除																			
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">本人の合計所得金額</th> <th colspan="2">控除額</th> </tr> <tr> <th>控除対象配偶者</th> <th>老人控除対象配偶者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>900万円以下</td> <td>38万円</td> <td>48万円</td> </tr> <tr> <td>900万円超950万円以下</td> <td>26万円</td> <td>32万円</td> </tr> <tr> <td>950万円超1,000万円以下</td> <td>13万円</td> <td>16万円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※ 老人控除対象配偶者…令和3年分については、昭和27年1月1日以前に生まれた者</p>	本人の合計所得金額	控除額		控除対象配偶者	老人控除対象配偶者	900万円以下	38万円	48万円	900万円超950万円以下	26万円	32万円	950万円超1,000万円以下	13万円	16万円					
	本人の合計所得金額	控除額																			
		控除対象配偶者	老人控除対象配偶者																		
	900万円以下	38万円	48万円																		
	900万円超950万円以下	26万円	32万円																		
950万円超1,000万円以下	13万円	16万円																			
	扶養控除																				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">備考(令和3年分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">一般の扶養家族</td> <td>38万円</td> <td>平成18.1.1以前生まれの人で下記以外の人(年齢16歳未満の者を除く)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">特定扶養親族</td> <td>63万円</td> <td>平成11.1.2生～平成15.1.1生</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">老人扶養親族</td> <td>同居老親等以外の者</td> <td>48万円</td> <td rowspan="2">昭和27.1.1以前生</td> </tr> <tr> <td>同居老親等</td> <td>58万円</td> </tr> </tbody> </table>			備考(令和3年分)		一般の扶養家族		38万円	平成18.1.1以前生まれの人で下記以外の人(年齢16歳未満の者を除く)	特定扶養親族		63万円	平成11.1.2生～平成15.1.1生	老人扶養親族	同居老親等以外の者	48万円	昭和27.1.1以前生	同居老親等	58万円		
		備考(令和3年分)																			
一般の扶養家族		38万円	平成18.1.1以前生まれの人で下記以外の人(年齢16歳未満の者を除く)																		
特定扶養親族		63万円	平成11.1.2生～平成15.1.1生																		
老人扶養親族	同居老親等以外の者	48万円	昭和27.1.1以前生																		
	同居老親等	58万円																			
	※所得金額調整控除 ※所得金額調整控除とは、一定の給与所得者の総所得金額を計算する場合に、一定の金額を給与所得の金額から控除するというものです。 所得金額調整控除には、次の1又は2のとおり、二種類の控除があります。 このうち1の控除は年末調整において適用することができます。																				
	1 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除 その年の給与等の収入金額が850万円を超える給与所得者で、(1)のイ～ハのいずれかに該当する給与所得者の総所得金額を計算する場合に、(2)の所得金額調整控除額を給与所得から控除するものです。																				
	(1) 適用対象者 イ 本人が特別障害者に該当する者 ロ 年齢23歳未満の扶養親族を有する者 ハ 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者																				
	(2) 所得金額調整控除額 [給与等の収入金額(1,000万円超の場合は1,000万円) - 850万円] × 10% = 控除額 年末調整においてこの控除の適用を受けようとする給与所得者は、その年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、給与の支払者に所得金額調整控除額申告書を提出する必要があります。																				
	2 給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除 その年において、次の(1)に該当する者の総所得金額を計算する場合に、(2)の所得金額調整控除額を給与所得から控除するものです(注)。																				
	(1) 適用対象者 その年分の給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額がある給与所得者で、その合計額が10万円を超える者																				
	(2) 所得金額調整控除額 [給与所得控除後の給与等の金額(10万円超の場合は10万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額(10万円超の場合は10万円)] - 10万円 = 控除額(注) (注) 上記1の所得金額調整控除の適用がある場合はその適用後の給与所得の金額から控除します。																				

種 類	内 容		問い合わせ先
国 税	預貯金等の 利子所得	金融機関等で事前に必要な手続を行うことにより、障害者の預貯金等の利子等について下記のとおり、非課税となります。 ・ 預金、信託、公社債等 元本の合計額 350万円まで ・ 国債又は地方債等 額面の合計額 350万円まで (合計700万円まで非課税)	各金融機関等 ※確認書類として、「手帳、証書等」及び「個人番号カード等」が必要です。
	相続税	心身障害者共済制度に基づき支給される給付金を受ける権利は非課税です。相続人が障害者の場合は、その人の相続税額から、10万円(特別障害者である場合には20万円)に相続開始の日からその人が満85歳に達するまでの年数を掛けて計算した金額を控除します。控除しきれない金額があるときは、その障害者の扶養義務者の相続税額から控除することができます。	税務署 (70頁参照)
	贈与税	心身障害者共済制度に基づき支給される給付金を受ける権利は非課税です。特定障害者を受益者とする特定障害者扶養信託契約に基づき、金銭・有価証券その他の財産が信託されたときは、その信託受益権の価額のうち6,000万円(特定障害者のうち特別障害者以外の者にあつては3,000万円)までの金額は非課税です。この非課税の適用を受けるためには、信託の際に、「障害者非課税信託申告書」を提出しなければなりません。	税務署 (70頁参照)
	消費税	身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する物品(以下「身体障害者用物品」という)の譲渡、貸付け等は、消費税法上の非課税取引となります。 ただし、非課税取引の対象となる身体障害者用物品は、義肢、視覚障害者安全つえ、義眼、点字器、人工喉頭、車椅子、その他の物品で、身体障害者用物品として厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するものに限られます。	税務署 (70頁参照)
地 方 税	住民税	障害者控除 特別障害者控除 同居特別障害者控除 前年の合計所得金額が135万円(65歳以上の場合年金収入245万円)以下の障害者	所得控除26万円 所得控除30万円 所得控除53万円 非課税 市町村 税担当課
	個人事業税	視力障害者(両眼の視力の和が0.06以下)が行うあんま・はり等医業に類する事業	非課税 府税事務所 広域振興局税務課 府税出張所
	ゴルフ場 利用税	次に該当する障害者の方がゴルフ場を利用される場合 (ただし、障害者手帳等を呈示し、非課税申請書を提出された場合に限られます。) 1 身体障害者手帳の交付を受けている者 2 療育手帳の交付を受けている者 3 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 4 戦傷病者手帳の交付を受けている者 5 原子爆弾被爆者として厚生労働大臣の認定を受けている者 等	非課税 京都東府税事務所 広域振興局税務課 府税出張所

種 類	内 容	金 額	問い合わせ先		
地 方 税	自動車税の環境性能割	減免 (別表のとおり)	自動車税管理事務所 TEL 075-672-6155 (府税事務所 広域振興局税務課 府税出張所)		
	軽自動車税の環境性能割				
	自動車税の種別割				
	障害の区分			障害の級別	
	視覚障害			1～4級	
	聴覚障害			2～4級	
	平衡機能障害			3級、5級	
	音声機能障害 (喉頭摘出によるものに限られます。)			3級	
	上肢不自由			1～3級	
	下肢不自由			1～6級	
	体幹不自由			1～3級、5級	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害			上肢機能 移動機能	1～3級 1～6級
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸及び小腸の各機能障害				1級、3級、4級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害				1～4級
	肝臓機能障害				
知的障害		重度(療育手帳A)			
精神障害		1級又は1級と同程度(ただし、精神通院医療に係る自立支援医療受給者証が交付されている者に限られます。)			
自動車所有(取得)者と運転者との関係					
障害者の状況・障害の程度等	障害者の状況・障害の程度等	自動車の所有(取得)者	自動車の運転者		
障害者が18歳以上の場合	①障害者が生徒又は学生 ②重度の障害者(身体障害者手帳の1級又は2級療育手帳のA) ③精神障害の程度が1級又は1級と同程度 ④上記①～③以外の場合	障害者本人又は障害者と生計を一にする者	障害者本人又は障害者と生計を一にする者		
障害者が18歳未満の場合		障害者本人	障害者本人又は障害者と生計を一にする者		
音声機能の障害者の場合		障害者本人	障害者本人		
障害者のみで構成される世帯の障害者の場合 ※この場合は、福祉事務所長等の確認印が必要です。		障害者本人	常時介護する者		
区分	申請書の提出期限	申請書の提出先			
自動車新規取得する場合(登録日に減免要件に該当していること)	①新規登録で環境性能割・種別割がかかるとき ②京都ナンバーの自動車を取得し移転登録(名義変更)する場合や他府県ナンバーの自動車を転入登録する場合で、環境性能割がかかるとき ③上記①②の登録で環境性能割・種別割がかからないとき	登録の日(登録前に申請してください)	自動車税管理事務所		
自動車すでに所有している場合(当該年度に納税義務がある場合)	①4月1日に減免要件に該当しているとき ②年度の途中で障害者手帳等の交付を受けたとき ③納期限後や障害者手帳等の交付後一定期間経過後に申請するとき	登録の翌年度の4月1日～納期限 申請年度の4月1日～納期限 4月1日～翌年2月末日(すみやかに申請してください)	自動車税管理事務所 府税事務所 広域振興局税務課 府税出張所		
(注1)環境性能割については、登録日を過ぎて申請された場合、減免を受けることができません。 (注2)軽自動車税の種別割の減免については、軽自動車の定置場の所在地の市町村税務所管課へお問い合わせください。					

(別表)

自動車税の環境性能割	課税標準額が300万円以下の場合 全額減免
軽自動車税の環境性能割	課税標準額が300万円を超える場合 課税標準額300万円分を減免(差額分は課税)
自動車税の種別割	税額が45,000円以下の自動車の場合(※)全額減免 税額が45,000円を超える自動車の場合(※)45,000円を減免(差額分は課税) 納期限後に申請があった場合は申請日の翌月以降の月数に応じて減免 ※グリーン化税制の適用を受ける場合の減免額は次のとおりです。 ・おおむね10%重課の場合…49,500円 ・おおむね15%重課の場合…51,700円 ・おおむね50%軽減の場合…22,500円 ・おおむね75%軽減の場合…11,500円